

個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行する事と致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成22年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書を発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

病院からのお願いについて

～『お薬だけ』の要望は法律で認められておりません～

杵築中央病院は、地域医療の安全性を守るために、法律で認められていない『お薬だけ』という要望への対応は応じかねますので、ご理解とご了承をお願い申し上げます。

また患者様のご容態を医師が的確に把握し適正な医療を行なうためにも、また患者様のお身体のためにも必ず診察をお受けいただきますようお願いを申し上げます。

杵築中央病院は、正しく真っ直ぐで透明性の高い医療機関として、また地域のお役に立つ病院として今後も努力いたしてまいります。ご理解とご支援賜りますようお願いを申し上げます。

医療情報取得加算について

当院では、国の施策により、医療DXの推進のためオンライン資格確認を導入しております。マイナンバーカードを利用することにより、医療機関同士の連携による適切な診療や、薬剤の重複防止・相互作用の確認等を推進することで、より安全で質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

○問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただいております。

○診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤を重複して処方しないよう防止することが可能になります。また、投薬内容から患者様の病態を適切に把握することができ、必要に応じて健康診断情報等も確認することによって、適切な医療に活用いたします。

取り組みにつきまして詳細を知りたい方は、受付にお問合せください

個人情報保護方針

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する規則を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかに是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人（患者様）等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、規則により、調査の上適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守します。

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、規則を継続的に見直し、改善します。

6. 診療情報の提供・開示

診療情報の提供・開示に関しては、別に定めます。

7. 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口 総務部長 安東修平

令和5年4月

医療法人恵友会 杵築中央病院

令和7年度 医師負担軽減計画

1.役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み
1 初診時の予診の実施	看護師が問診票の記入を実施し、医師に事前に症状を伝える。	実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
2 静脈採血等の実施	看護師により静脈採血を実施する。	実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る
3 入院説明の実施	オリエンテーションについては外来看護師、病棟看護師が実施する。	実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
4 検査手順の説明実施	同意書を求める検査については医師がリスク等の説明を行うが検査工程については看護師、臨床検査技師、放射線技師が行う。	検査の説明について効率化を図っていく
5 服薬指導	薬剤師による服薬指導を実施する。	持参薬や常用薬について把握に努める。

2.医師の勤務負担軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み
1 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施出来ているが、勤務予定での確認を行うとともに勤務実績においても把握する。	外部医師の招へいにより、連続当直が発生しないよう引き続き努める。
2 前日の就業時刻と翌日の始業時間の間の一定時間の休息時間の確保	概ね確保できている。外部の医師との調整を行い今後も時間確保に努める。	外部当直医師との調整を行い、当直業務の縮減を図る。
3 当直翌日の業務に対する配慮	当直翌日には業務負担が多くかからない様、配慮を行う。	当直翌日には業務負担が多くかからない様、勤務状況の把握を行う
4 育児・介護のための勤務環境の整備	制度の活用や院内保育、病児保育利用の利用を進め、安心して業務に携える様務める。	制度の活用や院内保育、病児保育利用の利用を進め、安心して業務に携える様務める。

令和7年度 看護師・医療従事者負担軽減計画

1.看護職員の負担軽減具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み
1 業務分担	外来、入院リハビリのリハビリ室の送迎は、リハビリスタッフが行う	外来、入院リハビリのリハビリ室の送迎は、リハビリスタッフが行う
	看護補助者の配置	排泄介助、食事介助、入浴介助等、医療行為以外の患者様ケアを行う 外国人研修生の雇用・育成
2 書類作成補助	病棟クラークの配置	入退院等事務書類作成補助
3 夜勤職員の充実	夜勤職員の増員を図り、夜間帯看護の負担の軽減を目指す	夜間帯（準夜、深夜）看護師4名体制 看護補助 準夜2名 深夜1名体制を目指す
4 育休制度の充実	産休・育休制度利用を促す	育休明け仕事復帰をスムーズに行えるよう時短勤務、院内保育、病児保育の充実を行う

2.医療従事者の勤務負担軽減具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み
1 育児・介護のための時短勤務	育児、介護のため時短勤務 様々な勤務形態の設置	院内保育、病児保育の利用の斡旋
2 育休制度の充実	産休・育休制度利用を促す	育休明け仕事復帰をスムーズに行えるよう時短勤務、院内保育、病児保育の充実を行う
3 有休休暇取得向上	年間有給休暇取得 7日以上を目指す	有給休暇取得日数の把握

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

個人情報保護法に関するご案内

当施設では、信頼されるサービスの構築を目指し、日々努力を重ねております。「患者様の個人情報」につきましても適切に保護し、管理していくことが非常に重要であると考えております。そのため個人情報に関する法律に基づき、個人情報の利用目的を以下のとおり定めております。

1.当施設が取扱う個人情報の利用目的（18条1項関係）は次のとおりです。

【医療機関内での利用に係る事項】

○当医療機関が患者様等に提供する医療サービス

○医療保険事務

○患者様に係る医療機関等の管理運営業務のうち、以下の事項

- 1) 会計・経理
- 2) 医療事故等の報告
- 3) 当該患者様の医療サービスの向上
- 4) 入退院等の病棟管理
- 5) その他、当院の管理運営業務に関する利用

【医療機関外への情報提供を伴う事項】

○患者様等に提供する医療サービスのうち、次の事項

- 1) 他病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーションや介護サービス事業所等との連携、照会への回答
- 2) 患者様の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 3) 検体検査業務委託、その他の業務委託
- 4) 家族等への病状説明
- 5) その他、患者様への医療提供に関する利用

○医療保険事務のうち、次の事項

- 1) 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- 2) 審査支払機関へのレセプトの提出
- 3) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 4) 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプト提出、照会への回答
- 5) その他、医療・介護・労災保険及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

○事業主等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業主等への結果の通知

○医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出

【上記以外の利用目的】

- 1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 医療機関内において行われる医療実習への協力
- 3) 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- 1) 外部監査機関への情報提供

1.上記のうち、他の医療機関等への情報提供につきましては、同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当窓口までお申し出ください。

2.お申し出がないものにつきましては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

3.これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等することができます。

診療情報の開示について

杵築中央病院では、診療情報の開示を希望される方に対し、カルテの開示を行っております。カルテの開示にあたっては、患者様の大切な個人情報であるという観点からプライバシーを保護する為、いくつかの条件を定めております。ご理解いただきますようお願いいたします。

● 診療情報の開示請求ができる方

- ① 原則として患者様本人
- ② 患者様に法定代理人がある場合は、法廷代理人
- ③ 患者様本人から代理権を与えられた親族
- ④ 患者様が亡くなられている場合は、患者様の法廷相続人

● 開示請求手続きに必要なもの

- ① 診療情報開示の申請書
- ② 本人確認に必要な書類

(運転免許証、パスポートなど国が発行するもので写真と生年月日が確認できるもの)
※上記書類がない場合は、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳など1点と公の機関が発行した証明書等の2点が必要です。患者様本人以外の場合は、患者様との関係がわかる証明書（保険証、戸籍謄本）等をご持参いただきますようお願いいたします。なお、患者様本人を含めて、開示対象者であるとの確認が出来ない場合や不明確な場合については、開示できませんのでご了承願います。

● 開示する診療情報の範囲

- ① 診療録（カルテ）・看護記録・処方箋・各種検査記録・検査結果報告書
X線写真・CT写真など、医師が必要と認めた診療情報とする。

※診療情報は法廷保管年数内のものとする

※別の医療機関の医師からの診療情報提供書等、第三者が作成した記録や情報は含まない。

● 診療情報提供にかかる費用

閲覧		閲覧のみの場合は費用はかかりません
謄写（複写）	診療録等複写料	白黒 ￥20/枚 ・ カラー ￥35/枚
	放射線画像複写料	CD-R ￥1,100/枚
手数料		¥4,400

(※税込価格)

● その他

- ① お申込み当日の開示は基本的に出来ません。準備等に数日お時間をいただきます。準備が出来しだい、開示日時についてご連絡いたします。
- ② 開示は病院内の指定の場所で行い、職員が立ち会います。
- ③ その他ご不明な点は受付窓口までご相談ください。

総合相談窓口のごあんない

患者様・ご家族の皆様が、入院や外来での不安、不満、不明な点等があり、相談にのってほしいという事柄がありましたら、『患者相談窓口』でお話をお伺いいたします。

患者相談窓口の場所は、受付窓口に併設しております。

窓口では、相談の内容に応じ、各担当者が対応いたします。

担当者が窓口で対応する時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時となっております。

患者様からの相談内容については、迅速な対応をし、皆様からのご意見等を当院の医療安全対策、運営改善に生かしてまいります。

担当者は、相談内容等の情報については、関係者以外の者に漏らすことはございません。

当院は、相談をされた患者様が不利益を受けることがないよう、十分な配慮を行います。

相談内容は秘密を厳守します。ご安心ください。

医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療DX情報活用を通じた質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

1. オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
2. マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
3. 電子処方箋の発行及び電子カルテ共有サービスを活用できる体制については、今後導入予定です。
4. 在宅医療DX情報活用加算を活用できる体制については、今後導入予定です。

保険外負担に関する事項

- 当院では以下の項目について、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。
・おむつ、介護シートなど

現行の品目			
品目	単価	品目	単価
フラットレギュラー	35円	おむつ（テープ止め）S/M	120円
外モレ安心さらさらパット	35円	おむつ（テープ止め）L/LL	130円
一晩中安心さらさらパットスーパー	40円	リハビリパンツ S/M	110円
介護用シート	110円	リハビリパンツ L/LL	120円

- ・病衣、テレビ・冷蔵庫など

病衣（1日につき）	60円	イヤホン	220円
テレビ・冷蔵庫（1日につき）	330円	テッシュ	85円

- ・入院諸室の部屋代

区分	料金（1日）	病床数	主な設備/備品
特別室	3,000円	4床	浴室・トイレ・洗面台・クローゼット
個室	1,000円	2床	洗面台

- 当院の主な文書料一覧

項目	区分	金額	
診断書	死亡診断書料	1通につき 5,500円	
	生命保険関係診断書	1通につき 5,500円	
	年金用診断書	1通につき 5,500円	
	障害認定用診断書	1通につき 5,500円	
	特定疾患診断書	1通につき 5,500円	
	交通事故	警察提出用	1通につき 2,200円
		保険金請求用	1通につき 4,400円
	その他の診断書	簡易なもの	1通につき 2,200円
		その他のもの	1通につき 1,100円～5,500円
	司法関係提出用診断書	簡易なもの	1通につき 5,500円
その他のもの		1通につき 5,500円～11,000円	
証明書	受診状況等証明書	1通につき 2,200円	
	通院証明書	1通につき 1,100円	
	診療報酬明細書	1か月分 550円	
	医療費証明書	1通につき 330円	
その他	死後処置料	1件 8,500円	

※その他の文書料については病院職員にお尋ねください

- 食事について

ご家族の付き添いをされる方で、付き添い食を希望される方、外来にて食事を希望される方は下記の料金にてご準備致します。

朝食	昼食	夕食
410円	410円	410円

入退院支援について

当院では、入院された患者様が住み慣れた地域で療養をし安心して日々を送れるように入退院支援を行っております。

入院早期より、退院後の療養環境整備、福祉制度の利用介護サービスの利用について相談・説明の支援を行います。

また、他病院との連携支援や入退院支援等も行っております。

担当者は

医療介護連携部 社会福祉士 国松 智子
です。

令和7年4月1日改定

医療法人恵友会 杵築中央病院

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

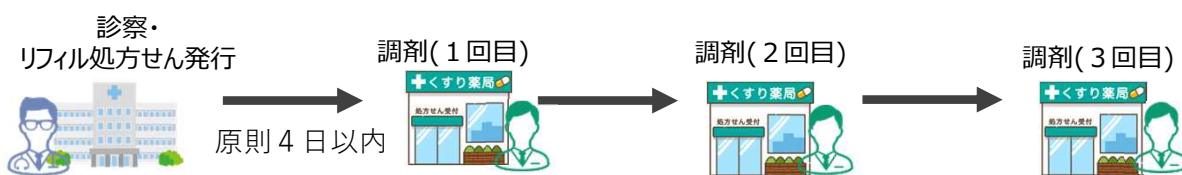
のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方せんができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

院内感染防止対策に関する取組事項

当院では、医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないよう可及的速やかに制圧、終息を図ることを目的として、院内感染対策委員会を中心に全職員が安全・安心な医療を提供できるよう努めています。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は、医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることを目的とし、医療の安全対策、および患者サービスの質を保つために全ての職員に対して組織的な対応と教育を行います。

2. 院内感染対策委員会の設置

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握して改善策を講じるために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会を設置し、月1回会議を行い院内感染対策に関する事項を検討します。

3. 院内感染対策に関する職員研修の実施

医療従事者一人一人が感染対策を実践しなければ、院内感染対策を徹底することはできない。患者様および医療従事者の感染リスクを最小限にする為、院内感染管理の基本的考え方および具体的方策について、全職員に対して研修を年2回程度開催するほか、必要に応じて随時開催します。

4. 院内感染発生の報告

院内において感染症患者が発生した場合、臨時の院内感染対策委員会を招集し院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を全職員に速やかに周知します。また、届出義務のある感染症に関しては速やかに行政機関へ報告します。

5. 患者様への情報提供

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

6. その他院内感染対策の推進のために必要な事項

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

医療安全管理体制に関する取組事項

当院では、医療事故の発生を未然に防止するとともに、ひとたび発生した医療事故の原因を追究し、適正に分析し対策を講じて再発を防止することを目的として、医療安全部門を中心に全職員が安全・安心な医療を提供できるよう努めています。

1. 医療安全管理体制に関する基本的な考え方

医療事故の発生を未然に防止するとともに、ひとたび発生した医療事故の原因を追究し、適正に分析し対策を講じて再発防止することを目的として医療安全対策、および患者様サービスの質を保つために全ての職員に対して組織的な対応と教育を行います。

2. 医療安全委員会の設置

医療安全に関する院内全体の問題点を把握して改善策を講じるために、院内の組織横断的な医療安全対策委員会を設置し、月1回会議を行い医療安全に関する事項を検討します。

3. 医療安全に関する職員研修の実施

医療事故のリスクを最小限にする為、医療安全管理の基本的な考え方および具体的方策について、全職員に対して研修を年2回以上開催するほか、必要に応じて随時開催します。

4. 医療事故発生の報告

院内において医療事故が発生した場合、臨時の医療安全委員会を招集し医療事故の原因追及するため、発生状況を全職員に速やかに周知します。また、重大な医療事故に関しては速やかに行政機関へ報告します。

5. その他医療安全の推進のために必要な事項

医療安全の推進のため「医療安全管理体制マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

6. 医療安全相談窓口について

医療安全に関するお問い合わせ、ご意見、ご相談及び支援につきましては医療安全管理者等が対応いたします。御用の際は、受付にお声かけください。相談内容等の情報については、絶対に口外いたしません。

● 医療安全等相談時間

月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00 ※祝日除く

令和1年9月改定

慢性維持透析を実施している患者様の 下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者様に対しまして、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。

検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合、その旨をご説明し、同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。

連携医療機関：
独立行政法人国立病院機構
別府医療センター

院外処方せん発行のご案内

- 診療の終了後に「院外処方せん」をお渡ししますので、会計終了後に患者様をご希望される院外の保険調剤薬局にご持参ください。
- 「院外処方せん」はどの保険調剤薬局でも受け付けて貰えます。
- 「かかりつけ保険調剤薬局」を決めておかれますと、どこの病院や診療所にかかれても、お薬に関する情報がすべて集められますので安心です。
- 保険調剤薬局の薬剤師は「院外処方せん」の内容をチェックして調剤するとともにお薬の説明を行い、お薬に関する記録（薬歴）を作成します。「かかりつけ薬局」を持っていただくことで、お薬の重なりはないか、飲み合わせに問題はないかなど、安心して気軽に相談できますので、より一層安全なお薬を使用していただけます。

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、九州厚生局に届出を行って診療をしている保険医療機関です。

● 医療保険適用病床における看護配置は下記のとおりです。

1日18人以上の看護師、7名以上の看護補助者が勤務しています

【看護師1名が受け持つ患者様人数】

8：00～17：00まで患者様6名以下に対し看護職員1名

16：30～24：30まで患者様14名以下に対し看護職員1名

24：00～9：00まで患者様14名以下に対し看護職員1名

【看護補助者は以下の通りとおり勤務しています】

8：00～17：00：5名

16：30～24：30：1名

24：00～9：00：1名

● 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、テレビ・冷蔵庫、病衣、おむつ、介護シート、証明書、診断書などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

● 入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性が低い患者様の事情により180日を超えて入院する患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴うお世話その他の看護に係る料金として下記の金額を徴収いたします。

【一般病棟】 2,316円 (特定入院基本料の場合 1,009円)

● 当院は、九州厚生局長へ下記の届出をおこなっております。

急性期一般入院料

急性期看護補助体制加算(25対1・看護補助者5割以上)

看護職員処遇改善評価料

看護補助体制充実加算

感染対策向上加算3

医療安全対策加算2

がん性疼痛緩和指導管理料

運動器リハビリテーション料(I)

呼吸器リハビリテーション料(I)

医師事務作業補助体制加算2(50対1)

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

人工腎臓

導入期加算1

在宅時医学総合管理料又は施設入院時医学総合管理料

医科点数表2章第10部手術の通則の16に掲げる手術

胃瘻造設術(腹腔鏡下胃瘻造設術、経皮的内視鏡下胃瘻造設術を含む)

医療機器安全管理料

救急医療管理加算

入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)

地域包括ケア入院医療管理料2(16床)

看護補助配置加算(地域包括ケア病床)

看護職員配置加算(地域包括ケア病床)

がん治療連携指導料

検体検査管理加算(Ⅱ)

輸血管理料Ⅱ

輸血適正使用加算

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)

透析液水質確保加算

データ提出加算2

診療録管理体制加算2

せん妄ハイリスク患者ケア加算

情報通信機器を用いた診療に係る基準

CT撮影及びMRI撮影

療養環境加算

胃瘻造設時嚥下機能評価加算

認知症ケア加算3

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

「入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。」

【提供時間】

朝食 8:00

昼食 12:00

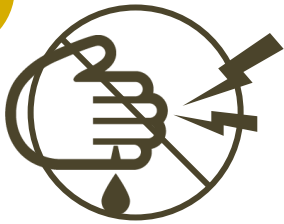
夕食 18:00

いつでも簡単に測定できる 新しい血糖測定器

当院は**保険外併用療養費**に関して厚生労働省に届出を行っております。
購入ご希望の方はスタッフまでお気軽にお問い合わせくださいませ。
なお、**インスリン治療中の患者さんは保険が適用**されます。

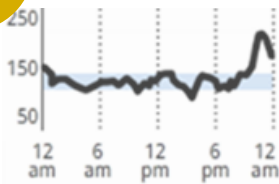


特長
1



測定時の
痛み・手間を軽減

特長
2



食事・運動・お薬の
効果や影響の確認

特長
3



低血糖・高血糖
お知らせ機能

製品名	価格（税抜）
FreeStyleリブレ2センサー	7,500円
FreeStyleリブレ2Reader	8,500円

令和7年7月1日より